

# 音更町特別職報酬等審議会議案

日時 平成30年11月12日（月）

午前11時から

場所 音更町役場庁舎2階 庁議室

## 【会議次第】

1 町長挨拶

2 議事

議案第1号 会長の選出について

議案第2号 会長職務代理の指名について

諮問第1号 音更町議会議員に係る議員報酬の額の改定について

## 【目次】

ページ

委員名簿	1
議案第1号 会長の選出について	2
議案第2号 会長職務代理の指名について	2
諮問第1号 音更町議会議員に係る議員報酬の額の改定について	3
資料1 議員報酬の改定内容	4
資料2 議員報酬の改定経過	5
資料3 議員報酬の改定による影響額	6
資料4 十勝管内市町村の議員報酬月額等の状況	7
音更町特別職報酬等審議会関係条例・規則	8

## 委員名簿

委員区分	所属団体・役職	氏名
学識経験者	元音更町議会議員	小 針 誠 治
学識経験者	学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学 特任教授	吉 田 真 弓
農業団体	音更町農業協同組合代表理事組合長	笠 井 安 弘
農業団体	木野農業協同組合代表理事組合長	清 都 善 章
商工団体	音更町商工会副会長	野 村 泰 司
商工団体	音更町商工会女性部長	川 島 君 江
労働団体	連合北海道音更地区連合会会長	畠 弘 之

議案第 1 号 会長の選出について

議案第 2 号 会長職務代理の指名について

## 諮問第1号

### 音更町議会議員に係る議員報酬の額の改定について

音更町議会議員に係る議員報酬の額を次のように改定することについて、音更町特別職報酬等審議会の意見を求める。

平成30年11月12日

音更町長 小野 信次

### 記

#### 1 議員報酬の額

- (1) 議長 371,000円
- (2) 副議長 315,000円
- (3) 常任委員長及び議会運営委員長の職にある議員 区分廃止
- (4) 議員 285,000円

#### 2 施行期日

平成31年5月1日

## 【資料1】議員報酬の改定内容

### 1 改定内容

(単位 円)

区分	現行	改定案	差額	改定率
議長	351,000	<b>371,000</b>	20,000	5.7%
副議長	275,000	<b>315,000</b>	40,000	14.5%
常任委員長・議会運営委員長	244,000	<b>区分廃止</b>	—	—
議員	235,000	<b>285,000</b>	50,000	21.3%

### 2 町長の給料月額に対する割合

(単位 円)

区分	現行	改定案	全国標準	十勝標準	音更町
	報酬月額	報酬月額	議員活動日数	議員活動日数	議員活動日数
	対町長率	対町長率	対首長率	対首長率	対首長率
議長	351,000	<b>371,000</b>	179日	137日	173日
	40.9%	<b>43.2%</b>	40%～54%	42%	52%
副議長	275,000	<b>315,000</b>	122日	108日	120日
	32.0%	<b>36.7%</b>	33%～37%	33%	36%
常任委員長・ 議会運営委員長	244,000	<b>区分廃止</b>	—	—	—
	28.4%				
議員	235,000	<b>285,000</b>	103日	100日	109日
	27.4%	<b>33.2%</b>	30%～31%	30%	33%
音更町長の給料月額 859,000			首長の活動日数 330日		

議員報酬を決定するための方式として、議員と首長の年間の活動量(活動日数)を比較して、その割合を首長の給料月額に乗ずることにより算定するという考え方がある。

これに基づき、全国町村議会議長会が昭和53年に算定した割合が全国標準、十勝町村議会議長会が平成29年に算定した割合が十勝標準である。

#### 【改定案の算出方法】

上の考え方を基にして、次のとおり改定案を算定した。

- (1) 議員については活動日数の割合を基に、正副議長については議員の額を基に算定する。
- (2) 議員については、活動日数の割合33%を町長の給料月額に乗ずると283,470円となることから、現行の50,000円増となる285,000円とした。
- (3) 正副議長については、議員の額を基に活動日数等を勘案して算定しているが、次のようなことも考慮する。
  - ア 若い世代に議会に魅力を感じてもらうことに力点を置くという観点から、議員の報酬を大きく引き上げる。
  - イ 議員の改定率(21.3%)を正副議長にも適用すると、改定による影響額が大きくなりすぎてしまうため、正副議長の改定率を抑制することにより、影響額が20%程度となるよう設定する。

## 【資料2】議員報酬の改定経過

(今回案)

(単位 円)

施行日	H31. 5. 1	H24. 5. 1	H21. 12. 1	H17. 4. 1	H15. 4. 1	H14. 4. 1	H10. 4. 1	H8. 4. 1	H6. 4. 1	H4. 4. 1	H2. 4. 1	S63. 4. 1	S60. 4. 1	
議 長	報酬月額	371,000	351,000		344,000			351,000	345,000	332,000	312,000	277,000	252,000	242,000
	改定差額	20,000	7,000		▲ 7,000			6,000	13,000	20,000	35,000	25,000	10,000	45,000
	改 定 率	5.70%	2.03%		▲ 1.99%			1.74%	3.92%	6.41%	12.64%	9.92%	4.13%	9.52%
	対町長率	43.19%	40.86%		39.91%			36.91%	36.70%	36.01%	36.03%	34.97%	35.00%	35.07%
副議長	報酬月額	315,000	275,000		269,000			275,000	270,000	260,000	244,000	228,000	207,000	194,000
	改定差額	40,000	6,000		▲ 6,000			5,000	10,000	16,000	16,000	21,000	13,000	45,000
	改 定 率	14.55%	2.23%		▲ 2.18%			1.85%	3.85%	6.56%	7.02%	10.14%	6.70%	9.52%
	対町長率	36.67%	32.01%		31.21%			28.92%	28.72%	28.20%	28.18%	28.79%	28.75%	28.12%
委員長	報酬月額		244,000		239,000			244,000	240,000	231,000	217,000	204,000	185,000	173,000
	改定差額		5,000		▲ 5,000			4,000	9,000	14,000	13,000	19,000	12,000	45,000
	改 定 率		2.09%		▲ 2.05%			1.67%	3.90%	6.45%	6.37%	10.27%	6.94%	9.52%
	対町長率		28.41%		27.73%			25.66%	25.53%	25.05%	25.06%	25.76%	25.69%	25.07%
議 員	報酬月額	285,000	235,000		230,000			235,000	231,000	222,000	208,000	187,000	170,000	156,000
	改定差額	50,000	5,000		▲ 5,000			4,000	9,000	14,000	21,000	17,000	14,000	45,000
	改 定 率	21.28%	2.17%		▲ 2.13%			1.73%	4.05%	6.73%	11.23%	10.00%	8.97%	9.52%
	対町長率	33.18%	27.36%		26.68%			24.71%	24.57%	24.08%	24.02%	23.61%	23.61%	22.61%

↑時限措置の終了      ↑議会議員は当初H17年度1年間の時限措置(附則の改正)。最終的にはH24.4月分まで継続

### ●参考～町長・副町長・教育長の給料月額改定経過

施行日	H31. 5. 1	H24. 5. 1	H21. 12. 1	H17. 4. 1	H15. 4. 1	H14. 4. 1	H10. 4. 1	H8. 4. 1	H6. 4. 1	H4. 4. 1	H2. 4. 1	S63. 4. 1	S60. 4. 1	
町 長	給料月額			859,000	862,000	889,000	922,000	951,000	940,000	922,000	866,000	792,000	720,000	690,000
	改定差額			▲ 3,000	▲ 27,000	▲ 33,000	▲ 29,000	11,000	18,000	56,000	74,000	72,000	30,000	45,000
	改 定 率			▲ 0.35%	▲ 3.04%	▲ 3.58%	▲ 3.05%	1.17%	1.95%	6.47%	9.34%	10.00%	4.35%	9.52%
副町長 (助役)	給料月額			711,000	713,000	735,000	762,000	786,000	777,000	762,000	716,000	655,000	595,000	570,000
	改定差額			▲ 2,000	▲ 22,000	▲ 27,000	▲ 24,000	9,000	15,000	46,000	61,000	60,000	25,000	45,000
	改 定 率			▲ 0.28%	▲ 2.99%	▲ 3.54%	▲ 3.05%	1.16%	1.97%	6.42%	9.31%	10.08%	4.39%	9.52%
教育長	給料月額			627,000	629,000	648,000	672,000	693,000	685,000	675,000	634,000	580,000	527,000	505,000
	改定差額			▲ 2,000	▲ 19,000	▲ 24,000	▲ 21,000	8,000	10,000	41,000	54,000	53,000	22,000	45,000
	改 定 率			▲ 0.32%	▲ 2.93%	▲ 3.57%	▲ 3.03%	1.17%	1.48%	6.47%	9.31%	10.06%	4.36%	9.52%

【資料3】議員報酬の改定による影響額

※期末手当の支給割合(4.4月分)及び共済負担金の率(38.2%)は、平成30年11月1日現在のものである。

1 議員の収入額の状況

(単位 円・人)

区分	1人当たり				人数	議員全員	
	議員報酬		期末手当	合計年額		合計年額	
	月額	年額	年額				
議長 (改定率) 5.7%	現行	351,000	4,212,000	1,544,400	5,756,400	1	5,756,400
	<b>改定案</b>	<b>371,000</b>	<b>4,452,000</b>	<b>1,632,400</b>	<b>6,084,400</b>	<b>1</b>	<b>6,084,400</b>
	差額	20,000	240,000	88,000	328,000		328,000
副議長 (改定率) 14.5%	現行	275,000	3,300,000	1,210,000	4,510,000	1	4,510,000
	<b>改定案</b>	<b>315,000</b>	<b>3,780,000</b>	<b>1,386,000</b>	<b>5,166,000</b>	<b>1</b>	<b>5,166,000</b>
	差額	40,000	480,000	176,000	656,000		656,000
常任委員長・ 議会運営委員長	現行	244,000	2,928,000	1,073,600	4,001,600	4	16,006,400
	<b>改定案</b>	<b>区分廃止</b>					
	差額						-16,006,400
議員 (改定率) 21.3%	現行	235,000	2,820,000	1,034,000	3,854,000	14	53,956,000
	<b>改定案</b>	<b>285,000</b>	<b>3,420,000</b>	<b>1,254,000</b>	<b>4,674,000</b>	<b>18</b>	<b>84,132,000</b>
	差額	50,000	600,000	220,000	820,000		30,176,000
合計 (改定率) 18.9%	現行					20	80,228,800
	<b>改定案</b>					<b>20</b>	<b>95,382,400</b>
	差額						15,153,600

2 共済負担金を含めた町の支出額の状況

(単位 円)

区分	議員収入額	共済負担金	合計	
議員全員の合計	現行	80,228,800	22,003,200	102,232,000
	<b>改定案</b>	<b>95,382,400</b>	<b>26,587,200</b>	<b>121,969,600</b>
	差額	15,153,600	4,584,000	19,737,600
	改定率	18.9%	20.8%	19.3%



【資料4】十勝管内市町村の議員報酬月額等の状況

(単位 円・人)

区分	人口	議員定数	首長給料月額	改定区分	議長		副議長		委員長		議員		備考 (平成30年10月現在)		
					月額	対首長	月額	対首長	月額	対首長	月額	対首長			
改定済み・予定あり	1	音更町	44,870	20	859,000	現行	351,000	40.9%	275,000	32.0%	244,000	28.4%	235,000	27.4%	H31.5.1からの改定を提案予定(12月)
						改定案	371,000	43.2%	315,000	36.7%	(廃止)		285,000	33.2%	
						差額	20,000		40,000				50,000		
						改定率	5.7%		14.5%				21.3%		
	2	鹿追町	5,438	11	750,000	現行	290,000	38.7%	227,000	30.3%	204,000	27.2%	183,000	24.4%	H31.5.1から改定
						改定後	316,000	42.1%	249,000	33.2%	225,000	30.0%	205,000	27.3%	
						差額	26,000		22,000		21,000		22,000		
						改定率	9.0%		9.7%		10.3%		12.0%		
	3	清水町	9,510	13	700,000	現行	275,000	39.3%	219,000	31.3%	195,000	27.9%	183,000	26.1%	改定見送り
						改定案	305,000	43.6%	244,000	34.9%	224,000	32.0%	203,000	29.0%	
						差額	30,000		25,000		29,000		20,000		
						改定率	10.9%		11.4%		14.9%		10.9%		
	4	中札内村	3,932	8	696,000	現行	254,000	36.5%	201,000	28.9%	179,000	25.7%	161,000	23.1%	H31.5.1から改定
						改定後	267,000	38.4%	211,000	30.3%	188,000	27.0%	169,000	24.3%	
						差額	13,000		10,000		9,000		8,000		
						改定率	5.1%		5.0%		5.0%		5.0%		
	5	豊頃町	3,197	9	720,000	改定前	278,000	38.6%	221,000	30.7%	196,000	27.2%	178,000	24.7%	H30.4.1から改定
						現行	281,000	39.0%	225,000	31.3%	202,000	28.1%	185,000	25.7%	
						差額	3,000		4,000		6,000		7,000		
						改定率	1.1%		1.8%		3.1%		3.9%		
	6	浦幌町	4,815	11	700,000	現行	280,000	40.0%	220,000	31.4%	195,000	27.9%	175,000	25.0%	H31.5.1からの改定を提案予定(12月)
						改定案	318,000	45.4%	254,000	36.3%	233,000	33.3%	212,000	30.3%	
						差額	38,000		34,000		38,000		37,000		
						改定率	13.6%		15.5%		19.5%		21.1%		
改定予定なし・未定・検討中	7	土幌町	6,171	12	750,000	現行	310,000	41.3%	245,000	32.7%	218,000	29.1%	195,000	26.0%	
	8	上土幌町	5,000	11	740,000	現行	261,000	35.3%	210,000	28.4%	187,000	25.3%	165,000	22.3%	
	9	新得町	6,139	12	766,000	現行	296,000	38.6%	233,000	30.4%	208,000	27.2%	188,000	24.5%	
	10	芽室町	18,675	16	772,000	現行	306,000	39.6%	244,000	31.6%	224,000	29.0%	204,000	26.4%	
	11	更別村	3,208	8	690,000	現行	258,000	37.4%	203,000	29.4%	181,000	26.2%	162,000	23.5%	
	12	大樹町	5,644	12	684,000	現行	270,000	39.5%	215,000	31.4%	192,000	28.1%	175,000	25.6%	
	13	広尾町	6,923	13	740,000	現行	294,000	39.7%	235,000	31.8%	210,000	28.4%	185,000	25.0%	特別委員会で検討中
	14	幕別町	26,911	20	830,000	現行	323,000	38.9%	258,000	31.1%	231,000	27.8%	212,000	25.5%	次任期から定数1減
	15	池田町	6,808	12	732,000	現行	296,000	40.4%	234,000	32.0%	204,000	27.9%	185,000	25.3%	
	16	本別町	7,142	12	747,000	現行	292,000	39.1%	230,000	30.8%	204,000	27.3%	185,000	24.8%	
	17	足寄町	6,985	13	740,000	現行	300,000	40.5%	235,000	31.8%	210,000	28.4%	188,000	25.4%	
18	陸別町	2,404	8	680,000	現行	286,000	42.1%	217,000	31.9%	192,000	28.2%	175,000	25.7%		
19	帯広市	167,127	29	1,005,000	現行	580,000		510,000				470,000			

※人口は、平成30年4月30日現在の速報値

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日  
音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長				
	音更町特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務活動費並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、審議を行うこと。	7人	審議を行い、答申が終了するまでの期間

音更町特別職報酬等審議会規則

平成22年3月26日  
音更町規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人

(2) 町の区域内の公共的団体等の代表者 5人

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解職されるものとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。